

第1回 建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会 議事要旨

日 時 : 平成30年6月7日(木) 10:00 ~ 12:00

場 所 : 経済産業省別館114各省庁共用会議室

議事要旨 :

【鈴木大臣官房審議官挨拶】

- ・死亡災害事故については、減少傾向にあり昔よりかなり改善していると思っている。ただ、一人親方の方を含め年間約400名の方が、今なお亡くなっているという状況。
- ・建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律に基づく基本計画が昨年の6月に閣議決定されており、この計画に安全衛生経費については適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施すると記載されている。
- ・今回の検討会については、この実効ある施策を担保するために実務者でご検討いただく為にご参集いただいた。
- ・安全衛生経費に関する実態把握を行った上で、安全衛生経費の定義付け、下請まで確実に支払われるような施策の検討などを行っていただくこととしている。

【規約(案)について】

- ・規約(案)のとおり了承され、本検討会の座長として、芝浦工業大学建築学部建築学科教授 蟹澤宏剛委員が選出された。

【座長挨拶】

- ・毎年300人以上の人が亡くなり、まだまだ改善の余地がたくさんある。安全に対する経費が、ある意味ダンピングの原資にもなっており、困った時には仮設を省略するということが残念ながら行われている。
- ・それを受け入れてしまっている建設業側の意識改革、安全というのはどれほど大事な事かということをしつかりと主張していくことが必要であり、そのための大切な検討会と思っている。
- ・社会保険問題、担い手問題全てにおいて、ここの集まっている建設業の関係者が一致団結して、民間発注者や国民の皆さんに、建設業として本当に必要なことをやっているし、安全のためには経費もかかるんだということを訴えていく必要があると思っている。

【高田室長】

- ・資料3-1から資料5-2までを説明

【矢野委員】

- ・ どのような経費をどのように項目立てて、積算体系の中で位置づけ、支払うのか、これが最大の眼目と理解している。その際に建設職人基本法超党派国会議員フォローアップ推進会議が建設工従事者を主な対象として実施したアンケート結果で「公共事業からして小規模発注工事に安全や仮設の経費が含まれていない」といった意見があったことを参考にしていきたい。
- ・ 現在の安全・健康経費は、非常に多岐にわたって分散して計上されているため、全体像を把握しにくい。結果として、所要額が適正に支払われているかどうか、把握できない。したがって、下請けに対して十分な額が支払われているのかははっきりしない。そこで、全国仮設安全事業協同組合が建災防のリスト参考にしながら、非常に細かい項目を、安全・健康に関する経費として総覧的にまとめた。特徴としては、仮設や安全の設営のために必要な労務費を冒頭にまとめて明示的に掲載している。今後の議論の叩き台としてもらいたい。
- ・ 又、足場や支保工など安全に必要な設備費、足場組み立てなどの設計図・施行図、点検などを含む安全・健康経費は直接工事費や間接工事費と同等の特別費目として積算体系上位置づけるべきではないか。
- ・ 弱い立場にある元請け事業者、例えば民間発注者と直接契約する町場の工務店は、非常に立場が弱い零細企業であり、そういう方々の費用をいかに確保するかが重要。
- ・ 総価契約の考え方を維持しつつ、安全・健康経費をどのように確保し、下請まで適正な支払いを担保するかが重要。具体的には、元請の段階で安全・健康経費の内訳に基づく積算を契約の中で必ず明記させ、その段階では競争性を認めるとしても、一次下請以下では確定した経費を減額できないようなシステムを作ることが有効ではないか。
- ・ 発注者対策とか、民・民関係の問題等も幅広く議論していただきたい。
- ・ 平成30年業種別規模別死亡発生状況の5月の速報値では、建設業の死亡災害の約9割が30人未満の零細事業で発生している。民間の個別住宅等々細かい仕事をやっている方々に対しても、この法律の精神が行き渡るようお願いしたい。さらに、この検討会で、そういう立場にある人の意見を聞く、又は委員に加えることも検討していただきたい。
- ・ イタリアでは、委任立法令494/96の第12条の1に、施工業者は入札において、安全・健康のための経費を減額してはならない規定があり、また、公共工事基本法第31条2に、入札において減額してはならない等の規定がある。

【城戸委員】

- ・ 安全管理とともに健康管理も重要である。危険有害業務や熱中症の他に、建設業では過重労働が大きな問題になっている。労務管理が十分でないということもあるが、現場が離れてい

るので、健康管理についても手が届きにくい。

- ・下請け業者の中には、健康管理について具体的に何をすればよいかわからないというところも多い。そのため、具体的な経費を書いていただくのはよいと思う。法令に関する最低限の部分と望ましい部分を書いてもよい。
- ・健康診断は、単に実施すればよいというものでなく、適正配置や職務適性について医師から意見聴取をしたり、保健指導をしたり事後措置が十分でない面がある。
- ・メンタルヘルスの問題も重要である。体調不良や不安全行動から大きな災害につながることもあり、過重労働や高ストレス者の面接指導等についても何らか項目に入るとよいと思う。

【本山委員】

- ・建災防では建設現場のメンタルヘルスに対応するため、「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」を進めており、ストレスチェックを大きく2つに分けて、個人の健康管理の部分と職場環境改善をやる部分ということで今進めている。

【岸田委員】

- ・チェックリストの活用により、ゼネコン、サブコンの予算や実施項目を着工前に明確にしておく必要がある。
- ・安全のためにやるべきものをちゃんと着工前に明確にしておくこと、これに対していくらかかるということも、責任を明確にしてちゃんと打ち合わせるが一番大事だし、当たり前のこと。これをきちんとやらないと、成熟した業態にならない。うやむやにして、結果が起きてから人のせいにするのはよくない。
- ・安全衛生経費はしっかり確保すべき費用であり、ネゴすべきではない。安全衛生経費は、絶対に削ってはいけない。この経費でなく、別の工事費で価格交渉すればよい。

【小岸委員】

- ・足場はほとんど全てが安全衛生経費ではないか。安全衛生経費は価格交渉の対象にならない状況や予算がないからといって手すり一本抜くことが罰せられる状況にして頂きたい。
- ・ある大手メーカーはお客さんから70万、80万もらっていて、我々のところに来るのは10万、15万である。それで我々はどのように安全を守ればいいのか。やっぱり、建設職人基本法の中にもあるように、安全衛生経費も含めて一番下まで行き渡るような形にして頂きたい。
- ・ここ5年くらいで設計労務単価は35%くらい上がっているが、自分たちの仲間で手間賃が3割上がったというのは一人もいない。せいぜい10%くらいである。
- ・いつも厚生労働省、国土交通省が行う実態調査は大手企業しか対象にしていないのではない

かと感じている。例えば、民間で大規模修繕ところしかやっていないような、数が多いターゲットのところにも、実態調査をして頂ければ、本当のことがわかる。

【座長】

- ・最低限の基準を守るためのコストをどうするかという問題がある。
- ・仕上設備系などは現場の実態がみえにくい。実態調査では、その辺の実態が拾えるようにして頂きたい。また、実態調査をすると、法令違反もたくさん出てくると思うが、ご回答いただいた方に不利益がいかないような調査の約束事を最初に決めておくというようなことをしていただかないといけない。

【関根委員】

- ・足場関係の見積もりをする際に、安全点検費という項目を入れていたが、厳しい競争では同業者に勝てないので、真っ先に切られ、その項目を削ったという現状が正直ある。
- ・足場工場の安全に関する点検経費は、現場によっては何百万というお金がかかることがある。
- ・真夏の暑い日のコンクリート打設で交代要員を計上しているケースでは、最近ゼネコンとの話し合いで認めてくれる元請さんもあり、少しずつではあるけれど、下請の意見が通るようになってきている面はあるが、なかなか元請けにまで浸透していかないというのが現状である。

【座長】

- ・安全衛生法令上の責任者の配置やその方々の経費がどのように分類されるのかも重要課題として整理して頂く必要があるのではないか。

【田久委員】

- ・全建総連の調査では、安全経費を書面にして出していないのが4割、出したことが無いのが2割5分となっている。
- ・一人親方の安全衛生経費が何なのかというのが、多分みんな分かっていないため、全建総連としても決めていかなければならないと思っている。
- ・労働安全衛生法上では、労働者という言葉しか入っていないので、建設職人基本法の観点からずれ、そこを整理しない限りは、一人親方の安全衛生経費の問題は解決しない。労働者ということだけでなく、建設工事従事者と変えるなど、一人親方が安全衛生経費をもらえるような法整備が必要。

【座長】

- ・一人親方の問題は、難しい問題だが、触れないわけにはいかない。事務局で整理をお願いする。

【本山委員】

- ・建災防のコスモセンターで建設業の労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）をやっているが、これまでは労働者の労働災害防止だけだったが、建設職人基本法等ができてから、一人親方など関係する人達全てを含んで安全を確保するというNEWCOHSMSという形に変えた。労働者の安全というところを、建設工事従事者の安全と読みかえても、予防の段階で問題は無いと考えている。

【佐々木委員代理（長尾労働部長）】

- ・業界団体に入っていない企業の重大事故もある。業界団体に入っていない人でも建災防に入るという流れを作っていければいい。

【大幡委員】

- ・労働安全衛生法に書いていないようなこと、つまりリスクアセスメント等の結果から生じる必要な安全対策をどのように経費として見積もるかということを検討してもいいのではないか。

【座長】

- ・インフラ系、エネルギー系、製造系の発注者がきちんとした基準を持っているような例もある。それは「より安全」を含めた上での発注者責任になると思う。只今のようない見解も入れて頂いた方がいいのではないか。

【矢野委員】

- ・安全衛生経費は現場によっては、項目が異なると思うので、全国仮設安全事業協同組合では安全衛生経費がどういうものかという全体像を作った。なるべく全ての現場において適合し得るようなものとして作成しており、現場によっていない項目もある。それは取捨選択して頂ければよい。
- ・安全衛生経費の「見える化」が非常に大きな効果を持つと思う。

- ・建設業では、安全・健康というものが、ないがしろにされがちであって、その結果多くの方が亡くなっている。そういうことについて、一般国民に理解して頂くことが重要なのではないかな。
- ・多くの方が一人親方という存在を知らないし、どれだけの方が亡くなっているか知らない。結局自分の戸建住宅を発注するときに、こんな安全衛生経費なんていらんというような発注者がたくさんいる。課題が多い問題だから議論しないということではなく、是非一度議論をして頂きたい。
- ・建設工事従事者の安全が高まって、その結果、建設業全体が発展していくという筋道、その中で、発注者、元請け、下請けの関係が円滑に動くシステムを作るという論点が必要。

【城戸委員】

- ・安全衛生や健康管理の取組状況をチェックして、適正に実施していない事業者とは契約しないというような仕組みも今後必要なのではないかな。

【座長】

- ・今の点については、元請に請負で契約しているから、発注者は関係ないという話になるのかなどうかという見解をまとめるところまで言及できたらいい。社会保険のときにも、発注者が完全に責任がないわけではないというコメントを国土交通省に出していただいた。

【田久委員】

- ・特に町場では、発注者が一消費者ということが多く、安く工事をする企業には勝てない。
- ・安全・健康を守っていくためにも、国民や住民も含めた周知、そういった広がりを作っていないとなかなか理解してもらえない。是非そこは検討していただきたい。

【座長】

- ・この検討会での結果は、共有すべきものにしなければいけないし、発注者や国民の皆さんにきちんと実態と、必要なものは必要だご理解いただくことが大事。発注者が安い方がいいといっているから、そのために削りやすいのは安全衛生経費と職人の賃金ということをやっていたらこの産業はもたない。
- ・たたき台として事務局が用意した資料5-2について、中身を確認していただき、又、仮設組合が提出した資料も持ち帰っていただき、次回までに各団体で具体的にご検討いただきたい。

— 了 —